

議員発案第 2 号

WTO農業交渉に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「WTO農業交渉に関する意見書」を提出するものとする。

平成20年12月19日 提出

提出者 三条市議会議員 田 中 寿

賛成者 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 原 茂 之

## W T O 農 業 交 渉 に 関 す る 意 見 書

W T O ドーハ・ラウンド交渉は、12月の閣僚会合を視野に、年内のモダリティ確立に向けた動きが再び加速している。

新たな農産物貿易ルールは、貧困の拡大、気候変動など地球規模の課題解決に資するものとして、世界の食料・農業のあるべき将来像と関連付けながら、中長期的視点から議論される必要がある。取り分け、金融・経済が世界的な危機にある今こそ、人間の生命にとって不可欠な食料が工業製品と同様に取り扱われることなどあってはならない。

自給率が40%と著しく低い我が国にとって、食料増産を通じた食料主権の確立は、正に国益そのものである。途上国の人口増大等を背景とした国際的な食料需要のひっ迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず、早期妥結のみを優先させていることは、世界各国の食と農の将来に重要な禍根を残しかねないと懸念している。

よって、次の事項の実現について強く要望する。

### 記

- 1 100%を超える農産物関税は、対象品目数を厳しく制限するとともに、代償を求める議長案となっているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。
- 2 国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米、麦、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保すること。
- 3 ミニマム・アクセス米は現在でも極めて過重な負担となっており、関税割当ての拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。
- 4 輸入急増の影響に対処し得る特別セーフガード(S S G)の仕組みを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣